

# 大館市政だより

第二十八号  
毎月2回発行  
発行所秋田県大館市  
大館市役所  
編集兼発行人  
飯坂勇蔵

## 市の義務割当四、八八九石

### 目標は十一月二十日迄に完遂

本年度産米の供出割当を決める県農業会議は、十月二十八日に県庁正庁で開かれ市からは小坂助役、渡辺農林課長、県から池田知事、河野農政部長等が出席して開かれ、大館市の義務割当量は四、八八九石と原案通り決定しました。

大館市の割当数量は  
▼義務割当量四、八八九石  
▼確保数量 六、六五五石  
▼昨年より増加割当量八石となっており、昨年よりも

十一月五日から十九日まで十五日間、選挙人名簿の縦覧が行われます。来年四月の県知事、市長の選挙や県議員、市会議員の選挙を控えて、選挙人名簿の縦覧期間には是非選挙権を確保するために市役所又は釈迦内支所へお出でかけ下さい。さて選挙人名簿について具体的な説明をするために、まず公職選挙法の概要をお知らせしましょう。

公職選挙法は、憲法の精神に則り、民主政治の健全な発達を図るために、公明正大な選挙によつて公職者を公選する一切の事柄を規定しております。この法律に違反することは、我国の民主政治の発達をさまたげるものであります。従つて、選挙する人(投票者)選挙される

義務割当数量は八石の増となつています。これは、積付当時の低温、苗不足、というふうな事態の外に、台風十五号の被害が考慮された結果でありましょう。個人割当は八日にそれごとく決定されますが、個人割当にあつては渡辺農林課長は次のように語つております。個人割当は、九月三十日

## 手数料を若干變更

手数料の徴収規則が改正され、転出証明交付手数料と旅行証明交付手数料が若干引上げられました。手数料の種類と額をお知らせしましょう。

- ① 転出証明交付手数料 五十円(二十円)
- ② 旅行証明交付手数料 二十円(十円)
- ③ 主要食糧小売販売業者に對する購入割当手数料 百円(新規)
- ④ 家畜死亡届出証明書交付

より十二日間に亘つて行つた一筆ごとの作況調査にもとづいて割当をしました。保有米は一人当り一石四斗六升、種子は一反歩当り二升七合を見込んでおります。早期供出の期限が十二月十日迄延長になつたので、石二百円の奨励金のつくうちに供出を行つて現金収入を

- 米価(政府買入価格)
  - 一等 九、四二〇円
  - (一俵当り包装込) 三、八三八円
  - 二等 九、三〇七円五十銭
  - ( ) 三、七九三円
  - 三等 九、一一〇円
  - 四等 八、九三二円五十銭
  - ( ) 三、六四三円
  - 五等 八、四七〇円
  - ( ) 三、四五八円
- 以上何れも石当り裸の価格
- ◎包装代 一俵当り七〇円
- 復式新俵 一俵当り七〇円

## 確めてみましょう!

### 選挙人名簿5日~19日

都道府県議会議員、市町村の人々を登録した選挙人名簿を作らなければなりません。毎年定期に作るこの名簿を「基本選挙人名簿」と呼びます。そして基本選挙人名簿は、その年の十一月五日から十九日まで十五日間、選挙管理委員会の指定する

る市役所及び釈迦内支所で一般の人々に見て頂きます。その結果名簿訂正の異議申立が出てその申立が認められた場合は選挙管理委員会が訂正します。この選挙人名簿は、十二月二十日から翌年の十二月十九日までの間に行われる公職者の選挙や公職者の解職請求(リコール)市の条例の改廢請求などに用いられます。選挙が行われる時は、この基本選挙人名簿の外に、補充選挙人名簿が作られますが、リコール等の場合は基本選挙人名簿だけで行われます。「公務員を選定し及びこれを罷免することは国民固有の権利である」(憲法)お

けで、固有の権利も選挙人名簿に登録されなければ使ふことができません。より十二日間に亘つて行つた一筆ごとの作況調査にもとづいて割当をしました。保有米は一人当り一石四斗六升、種子は一反歩当り二升七合を見込んでおります。早期供出の期限が十二月十日迄延長になつたので、石二百円の奨励金のつくうちに供出を行つて現金収入を

増して十一月二十日までには供米を完遂して頂くよう、いろいろ計画を立てています。供米完遂後は供米優良の農家や部落の表彰等を行う予定です。酒米供出二千石は十二月十日迄の間に完遂し、石二百石となつておる関係で、十二月十日前に二千石に達すると打切ります。

【選挙管理委員会】

## お知らせ

御承知のように法定外普通税として犬税が新しく設けられましたが十月二十日現在において犬(雑犬も含む)を所有(寄遇を含む)する方は申告して下さい。もし正当な事由がなく申告しないときは二萬円以下の過料を科せられます。

記

- 一、犬を所有する者の住所(大館以外)あるときはその住所氏名又は名称
- 二、犬の種類、年令、生年月日、頭数、所有するに至つた年月日
- 三、申告書は協力員のお宅にありますから来る十一月二十日まで税務課に御提出下さい

大館市長 佐藤 敬治